

### 3. 公園・緑地の整備の方針

#### (1) 公園・緑地整備の基本方針

南丹市における今後の公園・緑地の整備に関する基本方針を以下のように設定し、南丹市の特性と水や緑が有する多面的な機能を踏まえ、適切な公園・緑地の配置と質の高い整備に取り組みます。

##### ① まちの骨格となる緑をまもり、活かす

環境保全や景観形成などの多様な機能を有し、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。  
まちの骨格となる水辺軸を形成し、まちに潤いを与える主要な河川を保全します。  
市街地を取り囲む田園、平地に点在する独立丘陵地などの緑を保全します。  
良好な自然環境を活かした、個性豊かな水と緑の拠点づくりを進めます。

##### ② 市民とともに緑を育てる

市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、様々な面から支援に努めます。  
公園の草刈や樹木の剪定、落ち葉の清掃など、市民との協働により緑を美しく維持管理します。  
市街地及び集落内に点在する社寺林や史跡などは、優れた自然や歴史的風土を保全する上で重要であるため、地域のランドマークとなる緑として保全・育成を図ります。  
生産緑地地区については、市街化区域内の身近な緑地としての機能が維持され、農業と調和した良好な都市環境が形成されるように適正な保全を図ります。

##### ③ 身近な緑の空間を整える

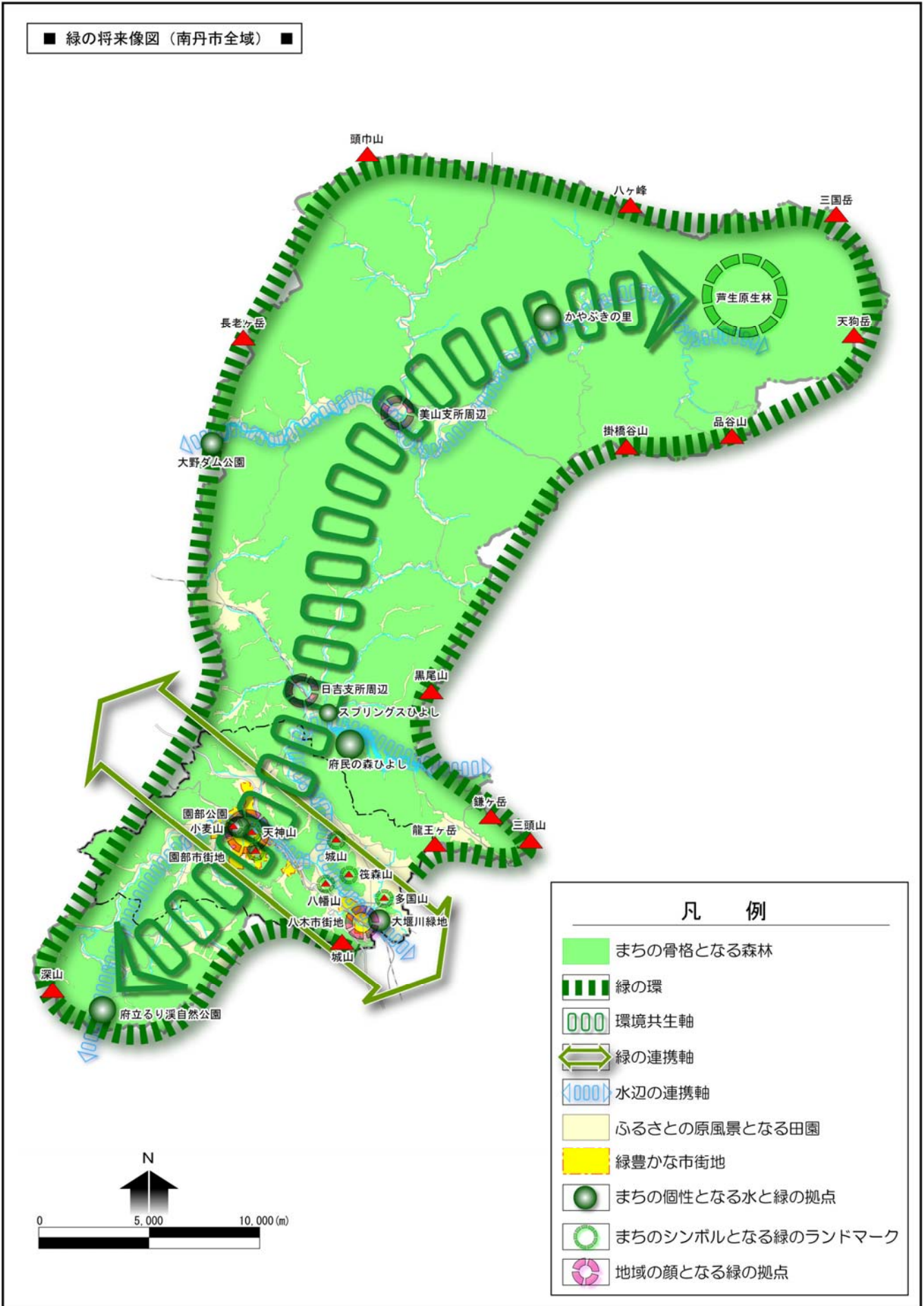
利用圏域等を考慮しながら、日常のレクリエーション活動の場、防災の拠点となる身近な公園・緑地の適正な配置を行うとともに、既存の公園・緑地、身近な広場などの機能の向上に取り組みます。  
多くの人が集まる公共的施設では、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。  
住宅地や商業地・工業地の特性に応じた緑化を推進します。

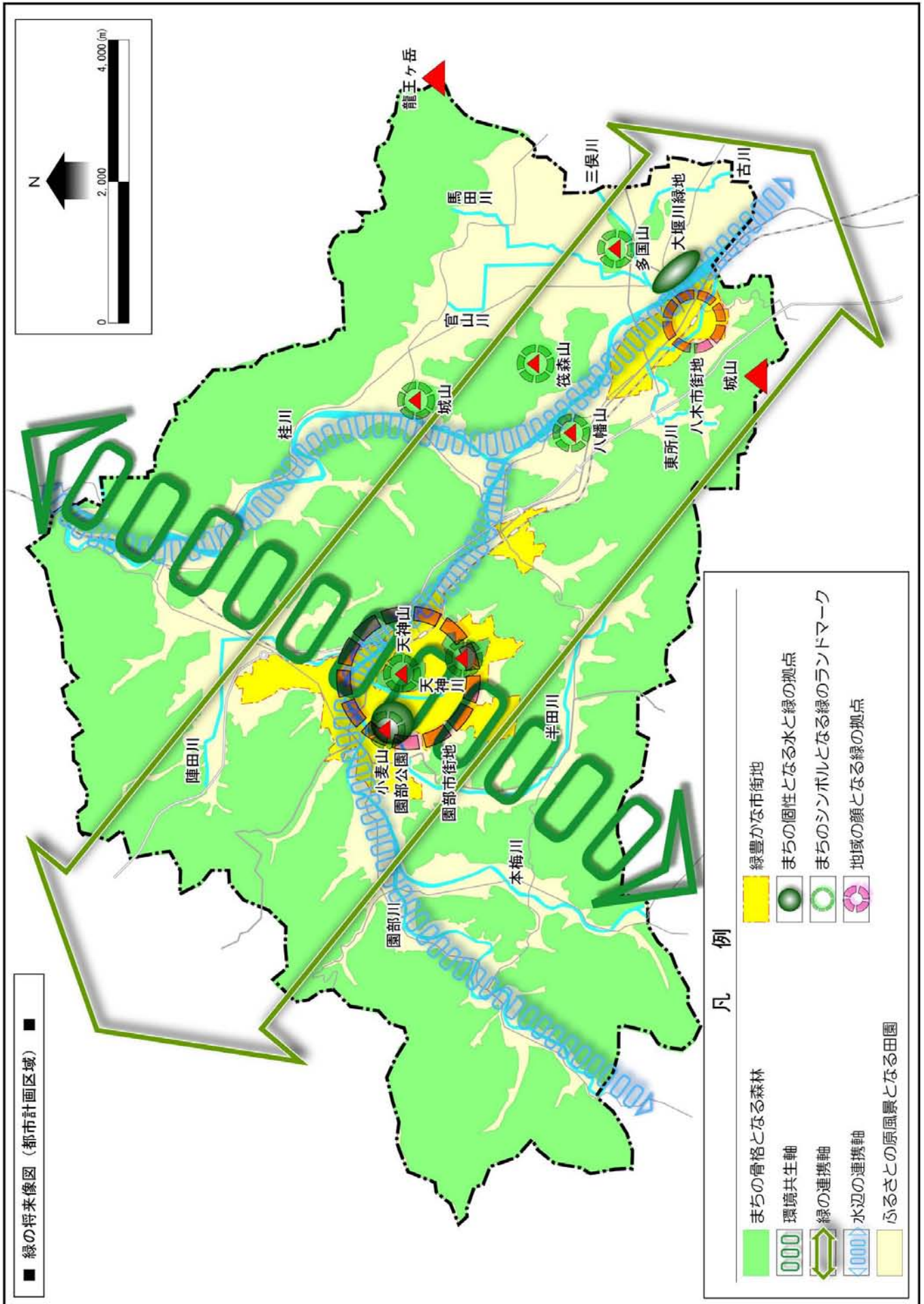
##### ④ 広がりのある緑をつなぐ

道路や歩行者空間、河川や水路・ため池などの水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。

## (2) 南丹市が目指す緑の将来像

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <b>まちの骨格となる森林</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>南丹市域の88%を占める山々は、南丹市の緑の骨格を形成し、地球温暖化の抑制や水源涵養、土砂災害の防止、動植物の生態系の保全、四季折々の自然景観の演出などの機能を有する緑地として、森林組合や山林保有者などと連携して、適切な維持管理・保全に努めます。</li> </ul>                           |
| <b>緑の環</b>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>三頭山～三国岳～八ヶ峰～頭巾山～長老ヶ岳～深山～城山にかけて連なり、市域を取り囲む山々の稜線は、まちの骨格を構成し、背景となる緑として位置づけ、適切に保全します。</li> </ul>   |
| <b>環境共生軸</b>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>芦生原生林から府立るり溪自然公園までの拠点を結ぶ軸を環境共生軸として位置づけ、市街地地域と田園、森林地域の連携・循環を支える骨格軸として、自然環境と調和した緑の環境づくりを進めます。</li> </ul>   |
| <b>緑の連携軸</b>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>南丹市内の点在する市街地を結び、広域的には京都市街地方面と舞鶴方面を連絡する緑の連携軸を位置づけ、市街地間の緑のネットワークの形成、広域的な幹線軸としての修景を進めます。</li> </ul>   |
| <b>水辺の連携軸</b>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>桂川～日吉ダム、由良川、及び園部川などの市街地を流れる主な河川を水辺の連携軸として位置づけ、骨格となる水辺景観軸、まちに清新さを与える環境軸として、河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。</li> </ul>                        |
| <b>ふるさとの原風景となる田園</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地を取り囲む田園は、計画的な土地利用に基づいて宅地開発を極力抑制し、農業生産の場として、また良好な景観要素として保全します。</li> <li>既存集落に点在する神社・寺院の境内林や民家の屋敷内の樹木などを身近な緑として保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。</li> </ul> |
| <b>緑豊かな市街地</b>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な憩いの場や災害時の避難地ともなる公園緑地を適正に配置するとともに、河川や用水路を活用した親水空間の整備、生産緑地地区や神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化などを総合的に推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。</li> </ul>                             |
| <b>まちの個性となる水と緑の拠点</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として主要な公園・緑地を位置づけ、整備・充実を図ります。</li> </ul>   |
| <b>まちのシンボルとなる緑のランドマーク</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地に隣接する天神山、小麦山、筏森山、城山などの独立丘陵地は、人と自然の共存の場、緑のランドマークとして適切に保全するとともに、身近に自然とふれあえる貴重な緑地空間としての活用を図ります。</li> </ul>   |
| <b>地域の顔となる緑の拠点</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の「顔」となる主要駅周辺や園部、八木の市街地の中心部では、まちかどや空き地などを利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共・民間施設などの緑化を推進します。</li> </ul>   |





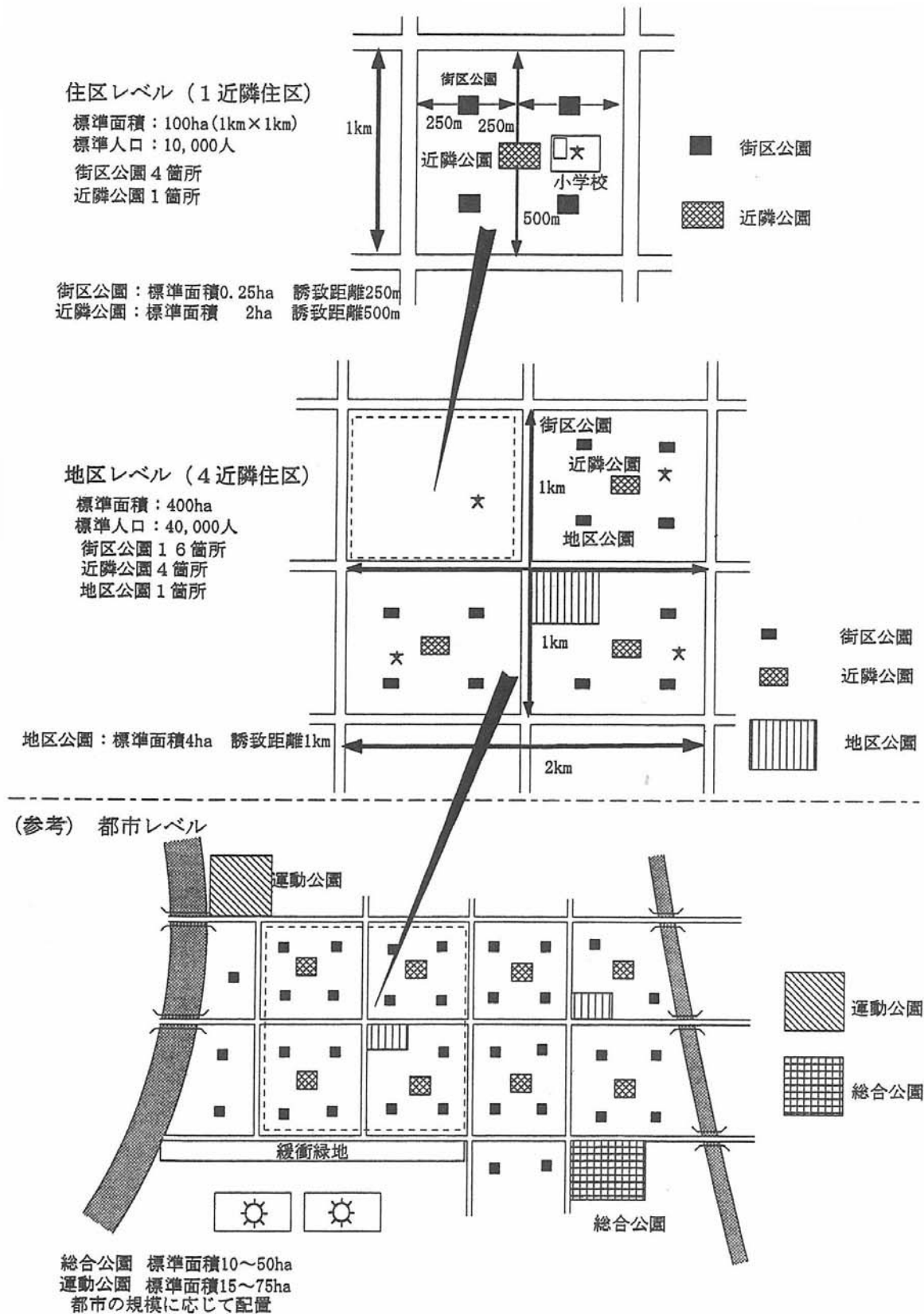
(3) 公園・緑地の配置方針

■都市公園の種類と内容（網掛けは南丹市で整備予定のある都市公園）

| 種類     | 種別         | 内容  |
|--------|------------|---|
| 住区基幹公園 | 街区公園       | もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。  |
|        | 近隣公園       | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。  |
|        | 地区公園       | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。   |
| 都市基幹公園 | 総合公園       | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。  |
|        | 運動公園       | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。   |
| 大規模公園  | 広域公園       | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。  |
|        | レクリエーション都市 | 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。                                   |
| 国営公園   |            | 主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。   |
| 緩衝緑地等  | 特殊公園       | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。  |
|        | 緩衝緑地       | 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。   |
|        | 都市緑地       | 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む） |
|        | 緑道         | 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。  |

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

出典：国土交通省ホームページ



■都市公園等の基本的な配置の考え方 (配置パターン図)

出典：緑の基本計画ハンドブック 2001 版 (国土交通省資料)

① 都市公園

■ 住区基幹公園

市民にとって最も身近な公園であり、主として市街地内において、宅地化の状況や将来の土地利用計画、公園の誘致距離などを勘案しながら適正に配置を行い、整備を進めます。

| 緑地の種別 | 整備目標及び配置の方針   |
|-------|---|
| 街区公園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地に生活する地域住民の身近な憩いの場となるよう、将来の土地利用計画をもとに、誘致圏、国道9号やJR山陰本線などの分断要素を考慮して適切に配置します。</li> <li>・現在都市計画決定されている街区公園の整備を推進するとともに、土地区画整理事業を施行予定の八木駅西地区、吉富駅西地区において、面整備に併せて計画的に街区公園の確保を図ります。</li> <li>・今後行われる市街地開発や宅地開発などにおいても、利用者のニーズに応じた街区公園を適正に配置します。</li> <li>・既設の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用者のニーズに合わないなど、改善を要するものについては再整備に努めます。</li> </ul>   |
| 近隣公園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地に生活する地域住民の憩いの場となる公園として、また、防災機能や身近なレクリエーション機能を備えた公園として、適切に配置します。</li> <li>・<small>たのし</small>健楽憩の園は、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、地域住民や京都新光悦村を訪れる人の憩いの場として、周辺の良い自然環境と調和した公園としての機能充実のあり方を検討します。</li> <li>・文覚ふれあい公園は、地域住民のふれあいの場として、今後とも適切な維持管理に努めます。</li> <li>・市街地が分散しており、園部市街地においては総合公園である園部公園、八木市街地においては都市緑地である大堰川緑地が近隣公園的な役割を果たしていることから、新たな近隣公園の配置は行わず、既存の近隣公園の機能の充実を図ります。ただし、有効な土地利用が一団に行われていない地区などにおいて、今後の宅地開発の状況等を勘案しながら、必要に応じて適切な配置を検討します。</li> </ul> |
| 地区公園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化する市民のニーズを踏まえつつ、地域における中心的なレクリエーション活動の場として適切に配置します。</li> <li>・西地区コミュニティ公園は、地域住民のレクリエーション活動の場として、今後とも適切な維持管理に努めます。</li> <li>・市街地が分散しており、園部市街地においては総合公園である園部公園、八木市街地においては都市緑地である大堰川緑地が地区公園的な役割を果たしていることから、新たな地区公園の配置は行わず、既存の西地区コミュニティ公園の機能の充実を図ります。</li> </ul>   |

## ■都市基幹公園

総合的なレクリエーション活動の場として市民全体の利用を対象としますが、周辺都市の住民の利用にも対応した広域的な公園として配置します。

| 緑地の種別 | 整備目標及び配置の方針  |
|-------|--|
| 総合公園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南丹市らしさの感じられる緑豊かな自然環境のもとで、市民の休息、鑑賞、遊戯、運動など総合的なレクリエーション活動の中心となる公園として、広域的な利用も考慮して適切に配置します。</li> <li>・園部公園は、今後とも適切な維持管理に努めるとともに、市民が集うより魅力ある公園、より利用しやすい公園として、現在の利用状況や市民のニーズなどを踏まえ、既存の機能の充実を図ります。</li> </ul> |

## ■緑地（都市緑地）

| 緑地の種別 | 整備目標及び配置の方針  |
|-------|--|
| 都市緑地  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格的な水辺軸である桂川（大堰川）沿い、及び一部の土地区画整理事業施行地区内において優れた都市環境の形成を図るための緑地を配置します。</li> <li>・大堰川緑地は、八木市街地における都市基幹公園の機能を補完する緑地として、また、桂川（大堰川）の水辺空間と一体となった潤いのある緑地として整備を推進します。</li> <li>・今後土地区画整理事業を施行予定の八木駅西地区において新たに都市緑地を配置し、整備を推進します。</li> </ul> |

## ② 公共施設緑地

### ■都市公園に準じる機能をもつ施設

| 緑地の種別    | 整備目標及び配置の方針  |
|----------|--|
| 地域の公園・広場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、市民の身近な憩いや遊びの場となる街区公園の機能を補完する緑地として、開発行為などにより整備された地域の公園・広場を適切に配置します。</li> <li>・市街地における低未利用地を活用して行われる民間の宅地開発に対しては、可能な限り緑地面積を広く確保するよう誘導します。</li> <li>・小規模な開発による狭小な公園・広場については、近接する施設の統合・再整備や、隣接する空き地の併合など、地域住民が利用しやすい公園整備に向けて柔軟な取り組みを推進します。</li> </ul> |
| 運動場      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園に準じる機能を有し、市民の身近なレクリエーション活動の場としての利用を目的として適切に配置します。</li> <li>・園部市街地の北部にあるK P Cスポーツセンターは、京都新光悦村や健楽憩の園に隣接するスポーツ施設として位置づけます。</li> </ul>   |



■ 公共施設における植栽等

| 緑地の種別  | 整備目標及び配置の方針  |
|--------|--|
| 公共公益施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所や各支所をはじめとする公共施設は、多くの市民が集まる場所であり、市民に緑化の意義や素晴らしさなどが伝わるよう、花や緑が充実した施設整備に努めます。</li> <li>・小中学校や高校・大学等の教育施設のグラウンドを施設緑地として位置づけ、敷地の周囲への植栽などによる緑量の増加に努めます。</li> <li>・環境教育の場となるビオトープ（生物生息空間）の整備などを検討するとともに、地域住民と協力し合いながら花植え活動などの実践に取り組むなど、緑豊かな教育環境の整備に努めます。</li> </ul> |

③ 民間施設緑地

| 緑地の種別 | 整備目標及び配置の方針  |
|-------|--|
| 寺社境内地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に住む人の身近な憩いの場としても利用され、また、地域の風土・自然環境を表すものとして、指定樹木、文化財環境保全区域などにも指定されている市内に点在する神社・寺院を民間施設緑地として位置づけ、今後とも緑地として適切に配置します。</li> <li>・市内（都市計画区域内）に点在する神社・寺院を位置づけ、所有者の理解と協力を得ながら、地域の憩いの場としての活用を図ります。</li> </ul> |

④ 地域制緑地

■ 保全配慮地区

| 緑地の種別             | 指定目標及び配置の方針  |
|-------------------|--|
| 保全配慮地区<br>(都市緑地法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天神山一帯の樹林地約 64ha については、市街地の環境形成及び都市景観形成上重要な緑地であり、南丹市のシンボリックな緑地として、都市緑地法に定める保全配慮地区（緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区）として保全するものとし、今後、風致地区の指定、特別緑地保全地区の指定などを検討します。</li> </ul> |

■ 生産緑地地区

| 緑地の種別             | 指定目標及び配置の方針  |
|-------------------|--|
| 生産緑地地区<br>(生産緑地法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた緑地機能を有する市街化区域内の農地については、平成 22 年に生産緑地地区が指定されており、今後とも緑地としての機能が維持されるように適正な保全を図ります。</li> </ul> |

## ■緑地協定

| 緑地の種別           | 指定目標及び配置の方針   |
|-----------------|---|
| 緑地協定<br>(都市緑地法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、土地区画整理事業の施行が予定されている八木駅西地区、吉富駅西地区では、地域の緑化と優れた市街地景観の形成を図るため、土地区画整理事業に併せて、緑地協定の締結を働きかけていきます。</li> <li>・その他、民間等による宅地開発に併せて新たな協定締結に努め、身近な生活環境を高める緑地を配置します。</li> </ul> |

## ■その他法によるもの

| 緑地の種別                               | 指定目標及び配置の方針   |
|-------------------------------------|---|
| 保安林(森林法)<br>農用地区域(農振法)<br>河川区域(河川法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法に基づく保安林、農振法に基づく農用地区域、河川法に基づく河川区域については、将来にわたって指定を継続し、緑地として保全していくことを基本とします。</li> </ul> |

## ■条例等によるもの

| 緑地の種別                         | 指定目標及び配置の方針   |
|-------------------------------|---|
| 文化財環境保全地区<br>(京都府文化財保護<br>条例) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内で京都府文化財環境保全地区に指定されている摩気神社、生身天満宮、住吉神社、荒井神社の樹林地は、市街地に近接する貴重な自然林であり、今後ともその保全を図ります。</li> <li>・また、市指定樹木についてもその保全に努めます。</li> </ul> |

